

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日等	令和8年1月21日（水） 最高裁判所中会議室
委員	委員長 野澤正充（立教大学法学部教授） 委員 山内久光（弁護士） 委員 佐々木伸（元会社員）
対象期間	令和7年4月2日～令和7年9月30日
契約の現状等の説明	令和7年度上半期における契約状況について
個別審議案件（5件）	<p>契約件名：裁判官制服等の購入 契約金額：18,239,540円 契約締結日：令和7年9月24日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：検察審査員候補者に対する通知書等の印刷及び発送業務 契約金額：7,368,900円 契約締結日：令和7年6月25日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：職員（IT業務従事者）の採用に係る採用支援廣告サービスの提供 契約金額：825,000円 契約締結日：令和7年7月28日 契約方式：随意 契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：次期裁判統計データ処理システムに係る設計構築移行等及び運用保守業務 契約金額：346,500,000円 契約締結日：令和7年9月1日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：検察審査員候補者名簿管理システムの改修等 契約金額：1,518,000円 契約締結日：令和7年9月1日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p>

委員からの意見・質問等、それに対する回答等	別紙のとおり
次回抽出委員の指定	山内委員を次回委員会における審議案件抽出委員に指定
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし
その他の	次回委員会の開催日は、追って日程調整する旨、確認した。 なお、開催方法については、言及していない。

(別紙)

意見・質問	回答等
<p>1 個別審議案件</p> <p>(1) 裁判官制服等の購入</p> <p>(問) 予定価格はどのように定めたのか。</p> <p>(問) 落札できなかった入札者の参考見積書と入札金額はどうだったか。</p> <p>(2) 檢察審査員候補者に対する通知書等の印刷及び発送業務</p> <p>(問) 印刷業務であれば、裁判員裁判の通知書等の同種の調達案件があるかと思われるが、その落札者は本件参加者とは異なるのか。</p>	<p>(答) 供給物審査に合格した二社から参考見積書を徴取し、過去実績と比較するなどしてその相当性を確認した上で、最廉価の見積額を採用した。</p> <p>(答) 当該入札者の参考見積額は落札者より高額であり、また、当該入札者の入札額も参考見積額と同額だった。</p> <p>2 者で競争が行われているにもかかわらず例年の落札額に変動が少ない点については、使用する布の材質等の仕様が固定化されていることが大きいと考えているが、この点は変えられないため、入札説明書をダウンロードしたが参加しなかった業者への声掛けを行い、競争性が高まるように努めている。</p> <p>(答) 裁判員裁判の案件は、本件参加者とは異なる業者が落札している。</p> <p>本件業務は役務案件として公告しているが、裁判員裁判の案件は製造案件として公告しており、裁判員裁判の案件の落札者に確認したところ、製造案件しか確認していなかったため、本件の存在を認識していなかったとのことであった。そのため、より積極的に声掛けをすることの重要性を認識したところである。</p>

<p>(問) 金額的には C 等級の案件であるものを A 等級まで拡大したことであったが、参加した二社の等級は何だったか。</p> <p>(問) 参加者が二社で固定化されていることであったが、仕事ぶりに差はあるのか。</p> <p>(問) 業務内容からするとあまり参入障壁がないように思われるが、参加者が少ない要因はどこにあると考えているか。</p>	<p>(答) A 等級と C 等級だった。</p> <p>(答) 二社とも特段支障なく業務を履行されたと認識している。</p> <p>(答) 業務の中に、候補者の名簿データを取り込んで変換するといった内容が含まれており、この点のシステム開発に強い業者や既に開発済みの業者に優位性があるため、新規参入業者には割に合わない仕事だと思われている可能性がある。</p>
<p>(問) 技術的な難易度があるということもあり、これまでの受注者に安定した仕事をしてもらっているという信頼もあるとは思うが、実績で見ると寡占状態になって競争が働かなくなっているようにも思われるがどうか。</p> <p>(3) 職員(IT業務従事者)の採用に係る採用支援広告サービスの提供</p>	<p>(答) 前述の裁判員裁判の案件の受注者と会話したところ、仕様を確認して参入を検討してみるとのことであったため、機械的に公告して待つのではなく、仕様を説明して個別に業者を開拓していくことが必要だと感じている。</p>
<p>(問) 広告サービスについてはかなり幅広に業者があるように思われるが、なぜ仕様を充たす業者が一者しかいないのか。</p> <p>(問) 6 項目の要件のうち、受注者以外の業者はどの点を充たさないことが多いかったのか。</p>	<p>(答) 良い人材を確保するために必要な要件を作ったと考えており、全ての要件を充たすユーザーの登録数が多そうな業者は一者しかいなかつたという判断をした。</p> <p>(答) 官公庁担当の専門部署を備えているという点を充たさないことが多いかった。</p>

(意見) 不適切とは言わないが、官公庁担当の専門部署を有しているという要件の必要性については疑問がある。IT人材であれば、むしろ一般的な部門の方が幅広く人を集めることができるようにも思われ、要件を厳しくして性質隨意契約とすることには疑問が残る。

(4) 次期裁判統計データ処理システムに係る設計構築移行等及び運用保守業務

意見なし

(5) 檢察審査員候補者名簿管理システムの改修等

(問) 予定価格を算出するための参考見積額と入札額の比較検討はしたのか。

(意見) デジタル専門人材が低廉に過ぎると評価した金額で入札されているところ、制度上、低入札価格調査が適用されない案件ではそのまま落札されることとなるが、適正に履行がされるかはきちんと監督を行った方が良い。

(答) 4者から徴取した参考見積書のうち、高額であった2者については細かい分析はしていない。また、参考見積額と入札額との乖離は、業者によっても案件によってもバラつきがあり、見通しが付けにくいのが実情である。

以上